



広報古座川

発行 古座川町役場総務課 電話(代)0735-72-0180

2008
No.101
4

平成 20 年度歳入歳出予算

歳 入	本年度予算額		前年度予算額		比較増減	対前年比%
	金額	構成比%	金額	構成比%		
1. 町税	218,115	7.74	236,590	9.46	△ 18,475	92.19
2. 地方譲与税	44,788	1.59	45,436	1.82	△ 648	98.57
3. 利子割交付金	2,742	0.10	2,383	0.10	359	115.07
4. 配当割交付金	1,499	0.05	1,083	0.04	416	138.41
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,269	0.05	1,477	0.06	△ 208	85.92
6. 地方消費税交付金	28,295	1.00	28,982	1.16	△ 687	97.63
7. 自動車取得税交付金	17,467	0.62	21,088	0.84	△ 3,621	82.83
8. 地方特例交付金	1,482	0.05	1,846	0.07	△ 364	80.28
9. 地方交付税	1,610,000	57.09	1,599,000	63.96	11,000	100.69
10. 交通安全対策特別交付金	663	0.02	631	0.03	32	105.07
11. 分担金及び負担金	20,185	0.72	9,812	0.39	10,373	205.72
12. 使用料及び手数料	21,697	0.77	18,156	0.73	3,541	119.50
13. 国庫支出金	75,036	2.66	53,645	2.15	21,391	139.88
14. 県支出金	186,026	6.60	136,732	5.47	49,294	136.05
15. 財産収入	8,733	0.31	3,850	0.15	4,883	226.83
16. 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00
17. 繰入金	260,289	9.23	7,237	0.29	253,052	3596.64
18. 繰越金	50,000	1.77	50,000	2.00	0	100.00
19. 諸収入	44,313	1.57	42,851	1.71	1,462	103.41
20. 町債	227,400	8.06	239,200	9.57	△ 11,800	95.07
歳入合計	2,820,000	100.00	2,500,000	100.00	320,000	112.80

歳 出	本年度予算額		前年度予算額		比較増減	対前年比%
	金額	構成比%	金額	構成比%		
1. 議会費	51,933	1.84	53,279	2.13	△ 1,346	97.47
2. 総務費	419,482	14.88	370,840	14.83	48,642	113.12
3. 民生費	471,850	16.73	454,770	18.19	17,080	103.76
4. 衛生費	471,716	16.73	260,743	10.43	210,973	180.91
5. 農林水産業費	219,943	7.80	216,933	8.68	3,010	101.39
6. 商工費	7,924	0.28	15,823	0.63	△ 7,899	50.08
7. 土木費	244,815	8.68	181,263	7.25	63,552	135.06
8. 消防費	241,194	8.55	245,894	9.84	△ 4,700	98.09
9. 教育費	170,931	6.06	170,200	6.81	731	100.43
10. 災害復旧費	2,088	0.07	2,088	0.08	0	100.00
11. 公債費	500,889	17.76	509,964	20.40	△ 9,075	98.22
12. 予備費	17,235	0.61	18,203	0.73	△ 968	94.68
歳出合計	2,820,000	100.00	2,500,000	100.00	320,000	112.80

会 計 名	予 算 額
国民健康保険特別会計	505,385
七川診療所特別会計	106,287
明神診療所特別会計	62,200
へき地診療所特別会計	23,490
老人保健特別会計	48,977
簡易水道施設特別会計	30,731
介護保険特別会計	439,226
後期高齢者医療特別会計	94,927

観光・内水圏漁業
観光面に引きまわすには、「二枚石・滝の拝」など古座川の自然景観や地域文化に触れる体験ウォークなどをほじめ、田舎暮らし交流活動など

林業の振興ですが人工林の林齢構成が高まるなか、間伐実施をはじめとした適切な森林組合の機械推進と木材の生産性向上、間伐材の利用促進をはかり、林業就業者の育成、確保に努めます。

林業の振興ですが人工林の林齢構成が高まるなか、間伐実施をはじめとした適切な森林組合の機械推進と木材の生産性向上、間伐材の利用促進をはかり、林業就業者の育成、確保に努めます。

林業の振興ですが人工林の林齢構成が高まるなか、間伐実施をはじめとした適切な森林組合の機械推進と木材の生産性向上、間伐材の利用促進をはかり、林業就業者の育成、確保に努めます。

平成 20 年度施政方針

古座川町長 奥根 公平

小泉内閣が進めた三位一体の構造改革は3兆円の地方への税源移譲と4兆円の補助金削減の目標は達成しましたが一方交付税は3年間で5兆円削減されました。財政力の弱い全国地方の町村から悲鳴が聞こえてまいりました。

今年度は地方再生対策費4千億円を創設しましたが、骨太の方針2006年に沿って国の歳出全般にわたる厳しい見直しを図っております。今年度も極めて厳しい状況にあると思いますが町民の安心安全を願ひながら町政に取り組んでまいりたいと思ひます。

行財政運営
平成20年度国の地方財政対策にお

きましては、地方税収入及び交付税の原資となる国庫収入の伸びの鈍化に加え、社会保険関係費の自然増や公債費の高い水準での推移などにより、依然として大幅な財源不足が生じるとの見え方があります。

このような状況下、町民税は平成18年度には、住民税の増徴改正がありましたが微増にとどまっております。19年度時である程度年度の約6割まで減少してまいりました。歳入の約半分を占める普通交付税については、平成19年度で対前年度に比べて、4・0パーセント減となっており、今後の動向に十分な注意が必要と見えます。

以上により、予算規模の縮小が余儀なくされると思われ、再度基本方針を見つめ、施策の重点を明らかにし、事業の見直しを基に町民の要望に的確に応える施策を図ってまいります。

交通通信政策

平成14年度から運行しています「ふるさとバス」については、平成20年度も引き続き運行し、住民の移動交通手段の確保に努めてまいります。平成20年度からは小川町きのの便となつていますが、田川まで延長して運行することとしたしました。

携帯電話の普及に伴って、町内においても、携帯電話事業者のサービスエリアを拡大してまいりました。また、平成20年度補助事業で、移動通信用鉄塔整備事業の実施を予定しております。

後期高齢者医療制度
「老人保健制度」が改められ、75歳以上を対象とした「後期高齢者医療

制度」が始まります。和歌山県内の全市町村が加入する「和歌山県後期高齢者医療広域連合」と市町村が連携をとり、この制度を運営します。町では申請や届出の受付などの窓口業務と保険料の徴収業務を行います。

少子化対策
就労先により保護者が居ない家庭で小学校下校後の保育に欠ける児童を保護者に代わって保育している学童保育所「きらり」の運営に補助を行います。

平成20年4月より3歳未満で第二子以降の児童に係る保育は無料とします。

健康診査
医療制度改革により20年度からは古座川町で行つてまいりました「基本健康診査」に代わり、各医療機関が行うメタボリックシンドロームに着目した「特定健診」が行われます。「特定健診」については、町の国保に加入している40歳から74歳までの人は集団健診を行います。75歳以上の後期高齢者の方や社会保険等に加入の方は、個別健診により、個別の医療機関での受診となります。

象に集団検診を行います。

火葬場建設
町民の念願でありました火葬場の設置については、地元鶴川地区の多数の方々から「建設やむなし」と理解も得られたと思つております。平成20年度には、鶴川地区と協議をすすめながら、火葬場の建設事業に着手、推進を致します。

家庭物処理
家庭ごみの分別は、可燃ごみ、塩ビ廃プラスチック類、古紙類・ペットボトル資源スチロール、蛍光灯と可燃ごみに分別をお願いしてまいりましたが、平成20年4月からはビン類のリサイクル化を図りたく、ビン類については回収日を別に設け、中間処理業者への処理をいたします。

農林業 産業振興
過疎高齢化の進む町にとっては産業の振興と住民の定着が大きな課題であります。産業振興委員会の前年を引き続き産業振興委員の方々と共に、地域の地場産業の振興を図つ、「わかやま田舎暮らし支援事業」を引き続き実施して、特定促進に向けた取り組みと、特用林産物の栽培、出荷推進に向けた取り組みを行つてまいります。

消防防備
非常消防防備では、木材協同組合の敷地を借用して高池下部消防ポンプ車、軽便車と役員本部庁舎の車庫を利用して高池上部消防ポンプ車を一箇所に格納できる車庫を清水地区旧高池駐在所跡地に新築工事の実施をします。

学校教育
学校教育においては、確かな学力・豊かな心・健康な心と体の育成を重点目標として、基礎・基本を習得し、探求心や創造力、課題解決能力を伸ばすことが重要となっております。規範意識を確実に身に付け自立心や誠実さ、感謝の気持ちを大切にし、他者の痛みを理解する優しさや思いやりを身に付けさせる等児童・生徒に対するきめ細かな指導・援助を行なつてまいります。

また不審者対策・生徒一人ひとりの状況把握と指導を全力で取り組んでいくところでありますが、引き続き家庭・地域・学校行政と一体となつてい地域の防止と命の尊厳を思いやりを大切にすることを進めてまいります。引き続き厳しい財政状況が続きますが、健全財政を堅持しつつ積極的に町民の行政に対する要望に応えてまいりたいと思ひますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

(3月議会より要旨)

戸籍簿本等の交付が 変わります

一人ひとりの個人情報を守り、安心して暮らせる社会を目指すために、平成20年5月1日から戸籍簿の改正により、戸籍簿本等を交付できる方が、その戸籍に載っている方及びその方の親又は子供に限定されま

す。それ以外の方が窓口で本人に代わって戸籍簿本等を取りに来られる場合には、次のことが必要です。
本人の委任状
戸籍を必要とする理由（正当な理由）

※場合によっては、そのことを証明する資料の添付をお願いすることがあります。

●本人確認の方法
運転免許証・写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類の提示により確認を行います。

※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、2つ以上の本人の住所・氏名・生年月日が記載された証明書（例えば健康保険証と写真なしの住民基本台帳カードなど）のご提示をお願いいたします。

皆様にはお手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

住民基本台帳カードの手数料が無料になります
期間限定：平成20年4月1日～平成23年3月31日
平成20年5月1日から戸籍簿

学生納付特例制度をご存知ですか？

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。学生であっても保険料の納付義務があります。国民年金保険料をきちんと納付することは、老後の年金受給権を確保するだけでなく、給付に支障をきたすことなく、在学中に病気やケガにより障害の状態になったとき、障害基礎年金を受給するための備えとなります。

一般に学生は、収入がないかその額が低いと考えられます。そこで、前年度の所得が118万円以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。

20歳を迎えたときや、4月申請をしたとき、手続きは先は、お住まいの市町村役場や社会保険事務所です。確認書類として、学生証が必要となります。

今年度からは、前年度に学生納付特例制度の承認を受けている方で、引続き今年度も在学中と考えられる方を対象に、4月初旬に社会保険庁から申請はがきを送付します。

法改正により、戸籍簿本等交付申請時に「本人確認」が法律上のルールになります。顔写真付きの本人確認書類のひとつとして、「住民基本台帳カード」があげられます。古座川町では、従来住民基本台帳の手数料は、500円でしたが、期間限定（平成20年4月1日～平成23年3月31日）で無料になりました。公的個人認証をご利用される方は、別途500円が必要となります。

顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、是非この期間につくりませんか。

必要事項を記載の上返信いただくことにより、簡単に申請ができるようになります。申請は4月末までをお願いいたします。

保険料は追納できません。

法律により納付が免除された期間や、経済的に納付が困難な場合の申請免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間の保険料は、過去10年以内であれば、遡って納めること（追納）ができません。追納することにより、将来受け取る年金額を増やすことができません。

平成20年度中に追納するときは、平成17年度以前の保険料には、経過した年数に応じた加算があります。保険料追納のお申込みは、お近くの社会保険事務所へお申込みください。

平成20年度の年金額は、平成19年度の年金額が据え置きとなりました。

老齢基礎年金（満額）で、月額66,008円です。特別障害給付金については、障害基礎年金1級相当に該当する方は月額5万円、2級相当の方は月額4万円です。（ただし、本人が受給する他年金額の調整や、本人の所得により支給額が制限されます。）

国民年金保険料額については、1ヵ月につき14,410円です。3/4納付の方は

10,810円、半額納付の方は7,210円、1/4納付の方は3,600円となります。

消防団員募集中

古座川町消防団では、団員を募集しています。現在（平成20年3月1日）の古座川町消防団は、団員定数150名のところ実人員130名（内19名が女性）で自分たちの町を守っています。入団を希望する18歳以上で、町内に居住している方、または勤務している方なら男性でも女性でも入団することができます。

団員としての待遇は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。年額報酬や退職報償金、出勤手当が支給され、公務員災害補償などが受けられます。詳しくは役場総務課までお問い合わせください。

平成20年度の年金額は、平成19年度の年金額が据え置きとなりました。

老齢基礎年金（満額）で、月額66,008円です。特別障害給付金については、障害基礎年金1級相当に該当する方は月額5万円、2級相当の方は月額4万円です。（ただし、本人が受給する他年金額の調整や、本人の所得により支給額が制限されます。）

国民年金保険料額については、1ヵ月につき14,410円です。3/4納付の方は

10,810円、半額納付の方は7,210円、1/4納付の方は3,600円となります。

竜巻注意情報の発表が開始されました

阪神・淡路大震災による死者の8割程度が、家屋倒壊や家具転倒によつての圧迫又は窒息死と言われています。新潟県で発生した中越地震や中越沖地震でも古い木造住宅が倒壊し死傷者が出ています。

詳しくは、役場住民福祉課（72-0180）までお問い合わせ下さい。

我が町内でも、住宅の耐震化や家具の転倒防止の対策はなかなか進んでいないのが現状ですが、無料耐震診断や改修費補助などを活用し耐震化を図ることができ、また家具の配置換えや固定金具等での転倒防止補強を行うい、震災から身を守りましょう。

防災一口メモ (15)

気象庁では、平成20年3月26日（木）から「竜巻注意情報」の発表を開始しました。この情報は竜巻や激しい突風の発生するおそれが高まった時に、各地の気象台が発表します。「竜巻注意情報」が発表されたら、普段より空の様子などに注意し、真っ黒い雲が近づくと、雷鳴などの音が近づくと、「異変」を感じたら、丈夫な建物内へ移動するなど、安全確保に努めてください。

人事異動

平成20年4月1日付けで職員の仕事異動がありました。

議会事務局局長
総務課長
財政課長
住民福祉課長
住民福祉課長補佐
住民福祉課
明神診療所
財政課
明神診療所
新規採用者

中田 宗久
坂本 久
前田 範明
宇下 和宏
大江 順彦
久保 日出樹
細井 孝哲
岡本 真由美
丸山 茂

行政相談をご利用ください

このような場合ご相談を国の仕事などについて
・苦情を申し出たが、説明や措置などについて納得がいかない
・苦情や困っていることについて、どこに相談したらよいかわからない
・手続き・サービスなどの関係で制度や仕組みがわからない。
相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。
なお平成20年5月以降の開設計画は次のとおりで町内放送によりその都度お知らせします。

平成20年度古座川町行政相談所開設計画表		
実施月日	地区名	開設場所
5月22日(休)	三尾川	三尾川生活改善センター
6月19日(休)	高池	中央公民館
7月17日(休)	佐田	七川総合集会所
8月21日(休)	明神	明神生活改善センター
9月25日(休)	小川	小川生活改善センター
10月16日(休)	三尾川	三尾川生活改善センター
11月20日(休)	高池	中央公民館
12月18日(休)	佐田	七川総合集会所
1月15日(休)	明神	明神生活改善センター
2月19日(休)	三尾川	三尾川生活改善センター
3月19日(休)	高池	中央公民館

お問い合わせ
行政相談委員・小田豊彦 ☎72-2988
役場総務課 ☎72-0180